

共通・選択合併等申請項目

別紙7

※ 意見を踏まえ、各申請項目について、共通・選択に区分している。

新				旧		意見照会後の検討結果(案)				
共通・選択合併等申請項目		共通	選択	申請項目						
1	申請日				1	申請日		・合併・分割・事業譲渡等の組織形態等の変更等に伴う申請は、新規申請、変更申請又は取消届の方法によることとしているところ、当該事業者特定情報が、当該新規申請等の共通申請項目等に含まれていることから、共通合併等申請項目等として重ねて申請する必要がないことから、削除している。		
2	法人番号				2	法人番号				
3	本社住所				3	本社住所				
4		郵便番号			4		郵便番号			
5		住所(都道府県)			5		住所(都道府県)			
6		住所(市区町村)			6		住所(市区町村)			
7		住所(町名・番地等)			7		住所(町名・番地等)			
8	商号又は名称				8	商号又は名称				
9		商号又は名称(フリガナ)			9		商号又は名称(フリガナ)			
10		商号又は名称			10		商号又は名称			
11	代表者				11	代表者				
12		役職			12		役職			
13		氏名(フリガナ)			13		氏名(フリガナ)			
14		氏名			14		氏名			
15	申請事務担当者				15	担当者				
16		役職			16		役職			
17		氏名(フリガナ)			17		氏名(フリガナ)			
18		氏名			18		氏名			
19		郵便番号※本社住所と異なる場合に記入			19		郵便番号※本社住所と異なる場合に記入			
20		住所(都道府県)※本社住所と異なる場合に記入			20		住所(都道府県)※本社住所と異なる場合に記入			
21		住所(市区町村)※本社住所と異なる場合に記入			21		住所(市区町村)※本社住所と異なる場合に記入			
22		住所(町名・番地等)※本社住所と異なる場合に記入			22		住所(町名・番地等)※本社住所と異なる場合に記入			
23		部署名 ※ 営業所の従業員が申請事務を担当している場合は、営業所名及び部署名			23		部署名			
24		メールアドレス			24		メールアドレス			
25		電話番号			25		電話番号			
26		FAX番号			26		FAX番号			
27		代理申請人(行政書士)					27		代理申請人(行政書士)	
			商号又は名称 ※行政書士法人からの代理申請の場合							
28			氏名(フリガナ)				28			氏名(フリガナ)
29	氏名				29	氏名				
30	行政書士番号				30	行政書士番号				
31	郵便番号				31	郵便番号				
32	住所(都道府県)				32	住所(都道府県)				
33	住所(市区町村)				33	住所(市区町村)				
34	住所(町名番地等)				34	住所(町名番地等)				
35	メールアドレス				35	メールアドレス				
36	電話番号				36	電話番号				

新				旧		意見照会後の検討結果(案)		
共通・選択合併等申請項目			共通	選択	申請項目			
1	組織形態の変更等の種類内容(該当するものを選択)			○		44	組織形態の内容(該当するものを選択)	・意見照会において、「相続による個人から個人への事業承継」や「株式会社⇄合名会社、合資会社、合同会社」等を追加すべきとの意見があった。 組織形態の変更等の事由については、地方公共団体ごとに様々であり、国においては、「合併」、「分社」、「事業譲渡」、「個人事業主が法人化する場合」、「法人が個人事業化する場合」及び「法人格の変動」とされている。これらの事由については、地方公共団体ごとに差異を生じさせる必要があるとは認められないと考えられることから、国の申請事由を参考に共通化をしている。
2		合併(新設合併・吸収合併)		○		45	合併	
3		分割(新設分割・吸収分割)		○		46	分割	
4		事業譲渡		○		47	事業譲渡	
5		個人事業主の法人化(法人成り)		○		48	個人事業主の法人化	
6		法人の個人事業化(個人成り)		○		49	法人の個人事業化	
7		その他法人格の変動(組合の株式会社化、公益社団法人の組合化等)		○		50	その他法人格の変動	
8	変更等年月日			○				・契約事務や支払事務において、変更事由が発生した年月日を確認する必要があるため、追加すべきとの意見があることから、共通合併等申請項目として追加する。
9	組織形態の変更等の概要(組織形態の変更前) ※関係事業者ごとに記入			○		51	組織形態の変更の概要(組織形態の変更前) ※関係事業者ごとに記入	
10		法人番号		○				・事業者の特定を容易にするために「法人番号」を追加すべきとの意見があったことから、共通合併等申請項目として追加する。
11		本社住所		○		52	本社住所	
12			郵便番号	○		53	郵便番号	
13			住所(都道府県)	○		54	住所(都道府県)	
14			住所(市区町村)	○		55	住所(市区町村)	
15			住所(町名番地等)	○		56	住所(町名番地等)	
16		商号又は名称		○		57	商号又は名称	
17			商号又は名称(フリガナ)	○		58	商号又は名称(フリガナ)	
18			商号又は名称	○		59	商号又は名称	
19		代表者氏名		○		60	代表者氏名	
20			役職	○		61	役職	
21			氏名(フリガナ)	○		62	氏名(フリガナ)	
22			氏名	○		63	氏名	
23		設立年月日		○		64	設立年月日	
24		組織形態の変更前の資格の有無(有/無)		○		65	組織形態の変更前の資格の有無(有/無)	
25		存続(有/無)		○		66	存続(有/無)	
26		登録している営業品目・分類コード		○		67	登録している営業品目・分類コード	
27		指名停止の有無(有/無)			○			・組織形態の変更前の事業者が指名停止を受けている場合、指名停止についても承継する取扱いとしている地方公共団体もあるため、申請項目として新たに事業者の指名停止措置の有無を追加すべきか検討する必要があるとの意見があった。 指名停止については、各地方公共団体の判断で行われているところ、合併等の場合に指名停止を承継するかどうかについても、各地方公共団体の判断によって行われるべきものと考えられる。 したがって、組織形態の変更等に伴う申請があった場合に各地方公共団体が、指名停止の有無を判断できるよう選択合併等申請項目として追加することが考えられるか。

新				旧		意見照会後の検討結果(案)			
共通・選択合併等申請項目			共通	選択	申請項目				
28	組織形態の変更等の概要(組織形態の変更後) ※関係事業者ごとに記入			○		68	組織形態の変更の概要(組織形態の変更後) ※関係事業者ごとに記入		
29		法人番号		○					・事業者の特定を容易にするために「法人番号」を追加すべきとの意見があったことから、共通合併等申請項目として追加する。
30		本社住所		○		69	本社住所		
31		郵便番号		○		70	郵便番号		
32		住所(都道府県)		○		71	住所(都道府県)		
33		住所(市区町村)		○		72	住所(市区町村)		
34		住所(町名番地等)		○		73	住所(町名番地等)		
35		商号又は名称		○		74	商号又は名称		
36		商号又は名称(フリガナ)		○		75	商号又は名称(フリガナ)		
37		商号又は名称		○		76	商号又は名称		
38		代表者氏名		○		77	代表者氏名		
39		役職		○		78	役職		
40		氏名(フリガナ)		○		79	氏名(フリガナ)		
41		氏名		○		80	氏名		
42		組織形態の変更後の資格(申請する/申請しない)		○		81	組織形態の変更後の資格(申請する/申請しない)		
43		営業品目・分類コード		○		82	営業品目・分類コード		
44	合併時自己資本額別紙明細表<合併を行い既申請内容に変更がある場合>				○	83	合併時別紙明細表<合併を行い既申請内容に変更がある場合>		・新規・更新申請において、「自己資本額」については、選択申請項目としていることから、本項目については、選択合併等申請項目とする。
45	新設合併の場合				○	84	新設合併の場合		
46	新設会社の払込資本金				○	85	新設会社の払込資本金		
47	消滅会社①の純資産合計－資本金				○	86	消滅会社①の純資産合計－資本金		
48	消滅会社②の純資産合計－資本金				○	87	消滅会社②の純資産合計－資本金		
49	新設会社の自己資本額の合計(上記の合計)				○	88	新設会社の自己資本額の合計(上記の合計)		
50	吸収合併の場合				○	89	吸収合併の場合		
51	存続会社(合併前)の払込資本金				○	90	存続会社(合併前)の払込資本金		
52	存続会社(合併後)の払込資本金				○	91	存続会社(合併後)の払込資本金		
53	存続会社(合併前)の純資産の合計				○	92	存続会社(合併前)の純資産の合計		
54	消滅会社の自己資本合計－資本金				○	93	消滅会社の自己資本合計－資本金		
55	存続会社(合併後)の自己資本額の合計 (=「存続会社の純資産の合計」+「消滅会社の自己資本合計－資本金」)				○	94	存続会社(合併後)の自己資本額の合計 (=「存続会社の純資産の合計」+「消滅会社の自己資本合計－資本金」)		

共通・選択合併等必要書類

※ 意見を踏まえ、各申請項目について、共通・選択に区分している。

新		旧		意見照会後の検討結果(案)
共通・選択合併等必要書類		必要書類		
1	別添「共通・選択合併等必要書類」のとおり	1		